

## 【大崎市】長期優良住宅建築等計画認定審査手数料内訳

### ■住宅を新築する場合(新築住宅)

#### ○法第5条第1項から第4項までの規定に基づく認定申請手数料

住宅の区分	床面積	手数料(円)	
		確認書等なし	確認書等あり
一戸建ての住宅	—	40,700	10,800
共同住宅等	500m <sup>2</sup> 以内のもの	95,900	19,900
	500m <sup>2</sup> を超え 1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	153,000	32,800
	1,000m <sup>2</sup> を超え 2,500m <sup>2</sup> 以内のもの	303,000	54,900
	2,500m <sup>2</sup> を超え 5,000m <sup>2</sup> 以内のもの	543,000	88,000
	5,000m <sup>2</sup> を超え 10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	934,000	134,000
	10,000m <sup>2</sup> を超え 20,000m <sup>2</sup> 以内のもの	1,720,000	228,000
	20,000m <sup>2</sup> を超え 30,000m <sup>2</sup> 以内のもの	2,470,000	289,000
	30,000m <sup>2</sup> を超えるもの	3,020,000	328,000

#### ○法第8条第1項の規定に基づく変更認定申請手数料(維持保全等の変更)

※法第5条第8項第4号から第7号までに掲げる事項のみの変更の場合(維持保全等の変更)

※表中の床面積は、変更に係る部分の合計の床面積

住宅の区分	床面積	手数料(円)
一戸建ての住宅	—	10,800
共同住宅等	1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	19,900
	1,000m <sup>2</sup> を超え 2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	32,800
	2,000m <sup>2</sup> を超え 5,000m <sup>2</sup> 以内のもの	54,900
	5,000m <sup>2</sup> を超え 10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	88,000
	10,000m <sup>2</sup> を超え 20,000m <sup>2</sup> 以内のもの	134,000
	20,000m <sup>2</sup> を超え 40,000m <sup>2</sup> 以内のもの	228,000
	40,000m <sup>2</sup> を超え 60,000m <sup>2</sup> 以内のもの	289,000
	60,000m <sup>2</sup> を超えるもの	328,000

#### ○法第8条第1項の規定に基づく変更認定申請手数料(住宅の位置、構造等の変更)

※法第5条第8項第1号から第3号までに掲げる事項の変更を含む変更の場合(住宅の位置、構造等の変更)

※表中の床面積は、変更に係る部分の床面積の2分の1、増築に係る部分については当該部分の床面積とする

住宅の区分	床面積	手数料(円)	
		確認書等なし	確認書等あり
一戸建ての住宅	—	40,700	10,800
共同住宅等	500m <sup>2</sup> 以内のもの	95,900	19,900
	500m <sup>2</sup> を超え 1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	153,000	32,800
	1,000m <sup>2</sup> を超え 2,500m <sup>2</sup> 以内のもの	303,000	54,900
	2,500m <sup>2</sup> を超え 5,000m <sup>2</sup> 以内のもの	543,000	88,000
	5,000m <sup>2</sup> を超え 10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	934,000	134,000
	10,000m <sup>2</sup> を超え 20,000m <sup>2</sup> 以内のもの	1,720,000	228,000
	20,000m <sup>2</sup> を超え 30,000m <sup>2</sup> 以内のもの	2,470,000	289,000
	30,000m <sup>2</sup> を超えるもの	3,020,000	328,000

### ■法第9条第1項の規定に基づく譲受人が決定した場合における変更認定申請手数料

手数料(円)	3,600
--------	-------

### ■法第10条の規定に基づく認定を地位の承継の承認申請手数料

手数料(円)	2,700
--------	-------

### ■法第18条第1項の規定に基づく容積率に関する特例の許可申請手数料

手数料(円)	160,000
--------	---------

■住宅を増築又は改築する場合(増改築住宅)

○法第5条第1項から第5項までの規定に基づく認定申請手数料

住宅の区分	床面積	手数料(円)	
		確認書等なし	確認書等あり
一戸建ての住宅	—	61,000	16,200
共同住宅等	500m <sup>2</sup> 以内のもの	143,000	29,800
	500m <sup>2</sup> を超えて 1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	230,000	49,300
	1,000m <sup>2</sup> を超えて 2,500m <sup>2</sup> 以内のもの	455,000	82,300
	2,500m <sup>2</sup> を超えて 5,000m <sup>2</sup> 以内のもの	815,000	132,000
	5,000m <sup>2</sup> を超えて 10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	1,400,000	201,000
	10,000m <sup>2</sup> を超えて 20,000m <sup>2</sup> 以内のもの	2,590,000	342,000
	20,000m <sup>2</sup> を超えて 30,000m <sup>2</sup> 以内のもの	3,700,000	434,000
	30,000m <sup>2</sup> を超えるもの	4,530,000	493,000

○法第8条第1項の規定に基づく変更認定申請手数料(維持保全等の変更)

※法第5条第8項第4号から第7号までに掲げる事項のみの変更の場合(維持保全等の変更)

※表中の床面積は、変更に係る部分の合計の床面積

住宅の区分	床面積	手数料(円)
一戸建ての住宅	—	16,200
共同住宅等	1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	29,800
	1,000m <sup>2</sup> を超えて 2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	49,300
	2,000m <sup>2</sup> を超えて 5,000m <sup>2</sup> 以内のもの	82,300
	5,000m <sup>2</sup> を超えて 10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	132,000
	10,000m <sup>2</sup> を超えて 20,000m <sup>2</sup> 以内のもの	201,000
	20,000m <sup>2</sup> を超えて 40,000m <sup>2</sup> 以内のもの	342,000
	40,000m <sup>2</sup> を超えて 60,000m <sup>2</sup> 以内のもの	434,000
	60,000m <sup>2</sup> を超えるもの	493,000

○法第8条第1項の規定に基づく変更認定申請手数料(住宅の位置、構造等の変更)

※法第5条第8項第1号から第3号までに掲げる事項の変更を含む変更の場合(住宅の位置、構造等の変更)

※表中の床面積は、変更に係る部分の床面積の2分の1、増築に係る部分については当該部分の床面積とする

住宅の区分	床面積	手数料(円)	
		確認書等なし	確認書等あり
一戸建ての住宅	—	61,000	16,200
共同住宅等	500m <sup>2</sup> 以内のもの	143,000	29,800
	500m <sup>2</sup> を超えて 1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	230,000	49,300
	1,000m <sup>2</sup> を超えて 2,500m <sup>2</sup> 以内のもの	455,000	82,300
	2,500m <sup>2</sup> を超えて 5,000m <sup>2</sup> 以内のもの	815,000	132,000
	5,000m <sup>2</sup> を超えて 10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	1,400,000	201,000
	10,000m <sup>2</sup> を超えて 20,000m <sup>2</sup> 以内のもの	2,590,000	342,000
	20,000m <sup>2</sup> を超えて 30,000m <sup>2</sup> 以内のもの	3,700,000	434,000
	30,000m <sup>2</sup> を超えるもの	4,530,000	493,000

■建築行為を伴わず長期優良住宅として維持保全を行おうをする場合(既存住宅)

○法第5条第6項から第7項の規定に基づく認定申請手数料

住宅の区分	床面積	手数料(円)	
		確認書等なし	確認書等あり
一戸建ての住宅	—	61,000	16,200
共同住宅等	500m <sup>2</sup> 以内のもの	143,000	29,800
	500m <sup>2</sup> を超えて 1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	230,000	49,300
	1,000m <sup>2</sup> を超えて 2,500m <sup>2</sup> 以内のもの	455,000	82,300
	2,500m <sup>2</sup> を超えて 5,000m <sup>2</sup> 以内のもの	815,000	132,000
	5,000m <sup>2</sup> を超えて 10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	1,400,000	201,000
	10,000m <sup>2</sup> を超えて 20,000m <sup>2</sup> 以内のもの	2,590,000	342,000
	20,000m <sup>2</sup> を超えて 30,000m <sup>2</sup> 以内のもの	3,700,000	434,000
	30,000m <sup>2</sup> を超えるもの	4,530,000	493,000

○法第6条第1項の認定を受けた住宅における維持保全等の変更認定申請手数料

住宅の区分	床面積	手数料(円)
一戸建ての住宅	—	16,200
共同住宅等	1,000m <sup>2</sup> 以内のもの	29,800
	1,000m <sup>2</sup> を超えて 2,000m <sup>2</sup> 以内のもの	49,300
	2,000m <sup>2</sup> を超えて 5,000m <sup>2</sup> 以内のもの	82,300
	5,000m <sup>2</sup> を超えて 10,000m <sup>2</sup> 以内のもの	132,000
	10,000m <sup>2</sup> を超えて 20,000m <sup>2</sup> 以内のもの	201,000
	20,000m <sup>2</sup> を超えて 40,000m <sup>2</sup> 以内のもの	342,000
	40,000m <sup>2</sup> を超えて 60,000m <sup>2</sup> 以内のもの	434,000
	60,000m <sup>2</sup> を超えるもの	493,000